

三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業助成金交付要領

(目的)

第1条 三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業助成金（以下「助成金」という。）は、三重県内の過疎地域などでの居住等又は三重県内での居住かつ就業等を条件として、大学生等の奨学金の返還額の一部を助成することにより、若者の三重県内への定着を促進することを目的とする。

(通則)

第2条 助成金については、三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例（平成28年三重県条例第2号）、三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条の規則で定める地域等を定める規則（平成28年三重県規則第68号。以下「規則」という。）、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「補助金等交付規則」という。）、戦略企画部関係補助金等交付要綱（平成27年三重県告示第178号）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱に定めのあるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要領における「大学等」とは、大学（短期大学（専攻科を含む。）を含む。）、大学院の修士課程及び博士課程、高等専門学校（専攻科を含む。）、専修学校専門課程又はこれに準ずるものをいう。

2 この要領における「既卒者」とは、支援対象者の認定を申請する年度の前年度までに大学等を卒業し、申請時に三重県外に在住しているものであって、大学等卒業後3年以内かつ三重県内での就業が決まっていないものをいう。

3 この要領における「暴力団関係法人」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、又は暴力団関係者（暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は暴力団の関係者として警察等捜査機関からの通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者）が、経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。

4 この要領における「風俗営業等関係法人」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う法人をいう。

(申請の区分)

第4条 この要領における「申請の区分」とは、次のとおりとする。

- (1) 指定地域枠
- (2) 業種指定枠

(助成金の交付)

第5条 知事は、第1条に掲げる目的を達成するため、助成金の支援対象者として認定を受けた者のうち、申請の区分に応じ、次の第1号又は第2号の要件をすべて満たす者に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

(1) 指定地域枠

- ア 三重県内の規則で定める地域（以下「指定地域」という。）に定住することを目的として居住する者
- イ 事業所に雇用される者又は個人事業主等として就業する者（公務員、暴力団関係法人及び風俗営業等関係法人への就業者は除く。）

(2) 業種指定枠

- ア 規則で定める産業（以下「指定業種」という。）への就業かつ三重県内に定住することを目的として居住する者
- イ 事業所に雇用される者又は個人事業主等として就業する者（公務員、暴力団関係法人及び風俗営業等関係法人への就業者は除く。）

(助成金額)

第6条 助成金額は、次のとおりとする。

(1) 指定地域枠

- ア 助成金額は、様式第4-1号に記載された借受奨学金の総額に4分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い方の額とする。

既卒者の場合は、支援対象者として認定された時点の借受奨学金の残額に4分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い方の額とする。

なお、在学中に借受奨学金を返還中である者の場合は、既卒者への取り扱い方法を準用する。

- イ アの規定にかかわらず、最終的に確定した借受奨学金の総額が様式第4-1号に記載された借受奨学金の総額を下回ったときは、改めて、確定した借受奨学金の総額を基準として助成金額を算出するものとする。

- ウ 三重県以外の団体（以下「他団体」という。）から借受奨学金の返還支援を受けている場合においても、ア、イの規定に基づき助成金額を算出するものとする。

ただし、三重県の助成金額及び他団体の助成金額の合計が借受奨学金の総額を超える場合は、他団体と調整し、助成金額の合計が借受奨学金の総額を超えないようにするものとする。

- エ 助成金額の算出にあたり1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- オ 知事は、支援対象者が大学等を卒業後、就業し、かつ、指定地域に4年間居住した場合にア、イ、ウの規定に基づき算出された額の3分の1を交付し、8年間居住した場合に残額を交付する。

既卒者については、知事は、支援対象者が認定を受けた後、就業し、かつ、指定地

域に4年間居住した場合にア、イ、ウの規定に基づき算出された額の3分の1を交付し、8年間居住した場合に残額を交付する。

(2) 業種指定枠

ア 助成金額は、様式第4-1号に記載された借受奨学金の総額に4分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い方の額とする。

既卒者の場合は、支援対象者として認定された時点の借受奨学金の残額に4分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い方の額とする。

なお、在学中に借受奨学金を返還中である者の場合は、既卒者への取り扱い方法を準用する。

イ アの規定にかかわらず、最終的に確定した借受奨学金の総額が様式第4-1号に記載された借受奨学金の総額を下回ったときは、改めて、確定した借受奨学金の総額を基準として助成金額を算出するものとする。

ウ 他団体から借受奨学金の返還支援を受けている場合においても、ア、イの規定に基づき助成金額を算出するものとする。

ただし、三重県の助成金額及び他団体の助成金額の合計が借受奨学金の総額を超える場合は、他団体と調整し、助成金額の合計が借受奨学金の総額を超えないようにするものとする。

エ 助成金額の算出にあたり1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

オ 知事は、支援対象者が大学等を卒業後、指定業種へ就業し、かつ、三重県内に4年間居住した場合にア、イ、ウの規定に基づき算出された額の3分の1を交付し、8年間居住した場合に残額を交付する。

既卒者については、知事は、支援対象者が認定を受けた後、指定業種へ就業し、かつ、三重県内に4年間居住した場合にア、イ、ウの規定に基づき算出された額の3分の1を交付し、8年間居住した場合に残額を交付する。

(支援対象者及び補欠支援対象者としての認定)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、様式第1号により知事に申請し、支援対象者としての認定を受けなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの

既卒者の場合は、奨学金返還証明書

(2) 認定希望調書(様式第2-1号又は様式第2-2号)

(3) 学生証の写し

既卒者の場合は、卒業証明書

3 生活保護受給世帯又は市町村民税所得割非課税世帯に該当する者が、第1項の申請に次に掲げる書類を添付した場合、審査において一定の配慮を行うものとする。

(1) 生活保護受給証明書(助成金の交付を受けようとする者の生計を維持する者分)

(2) 所得課税証明書(同一生計の家族全員分)

- 4 第1項から前項までに規定する書類の提出については、三重県電子申請・届出システム又は電子メールを利用して行うことができる。この場合において、第1項から前項までに規定する書類の内容と同一の内容の情報が提出されたときは、当該書類の提出があったものとみなす。
- 5 申請区分が、指定地域枠であって、かつ居住を希望する地域が過疎地域又は規則附則第2項に規定する特定市町村若しくは特別特定市町村の場合、審査において一定の配慮を行うものとする。
- 6 知事は、支援対象者の認定にあたっては、三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業助成金審査委員会の意見を聴取するものとする。
- 7 知事は、支援対象者の認定を行ったときは、その旨を様式第4-1号により申請者に通知するものとする。
- 8 知事は、募集人数を超える申請があった場合は、支援対象者に認定されなかった者のうちから補欠支援対象者を認定することができる。
- 9 知事は、補欠支援対象者として認定を行ったときは、その旨を様式第4-2号により申請者に通知するものとする。

(支援対象者の要件)

第8条 支援対象者は、次の第1号又は第2号の要件をすべて満たす者とする。

(1) 指定地域枠

- ア 申請時に、大学等の最終学年又は最終学年の1年前の学年の在學生で、かつ、就業先が決まっていない者
既卒者の場合は、申請時に大学等を卒業後3年以内で、三重県内に居住しておらず、かつ三重県内の就業先が決まっていない者
- イ 指定地域への定住を希望する者
- ウ 事業所に雇用される者として就業を希望する者又は個人事業主等として就業を希望する者(公務員、暴力団関係法人及び風俗営業等関係法人への就業者は除く。)
- エ 日本学生支援機構第一種奨学金又はこれに準ずる奨学金を借り入れ、返還予定の者又は返還中である者
既卒者の場合は、日本学生支援機構第一種奨学金又はこれに準ずる奨学金を返還中である者
- オ 申請日が属する年度の前年度の末日時点で35歳未満の者

(2) 業種指定枠

- ア 申請時に、大学等の最終学年又は最終学年の1年前の学年の在學生で、かつ、就業先が決まっていない者
既卒者の場合は、申請時に大学等を卒業後3年以内で、三重県内に居住しておらず、かつ三重県内の就業先が決まっていない者
- イ 三重県内への定住を希望する者

- ウ 三重県内に本社を有する事業所に雇用される者として指定業種で就業を希望する者又は三重県内に主たる事業所を有する個人事業主等として指定業種で就業を希望する者（公務員、暴力団関係法人及び風俗営業等関係法人への就業者は除く。）
- エ 日本学生支援機構第一種奨学金又はこれに準ずる奨学金を借り入れ、返還予定の者又は返還中である者
既卒者の場合は、日本学生支援機構第一種奨学金又はこれに準ずる奨学金を返還中である者
- オ 申請日が属する年度の前年度の末日時点で 35 歳未満の者

（支援対象者及び補欠支援対象者の認定の取消）

第 9 条 知事は、支援対象者が次の各号の要件のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに認定を取り消すものとする。

（1）指定地域枠

- ア 助成金の交付を辞退したとき
- イ 留年又は退学したとき（病気やけが、大学院等への進学、その他のやむを得ない事情による 1 年以内の留年を除く。）
- ウ 奨学金の貸与を取り消されたとき、又は辞退したとき
- エ 奨学金の返還が免除されたとき
- オ 奨学金の返還を正当な理由なく 3 月以上滞納したとき
- カ 公務員として就業又は暴力団関係法人若しくは風俗営業等関係法人に就業したとき
- キ 大学等を卒業した日が属する月の末日の翌日から起算して 1 年以内に、事業所に雇用される者若しくは個人事業主等として就業しなかったとき又は指定地域に居住しなかったとき
既卒者の場合は、支援対象者として認定を受けた日から起算して 1 年以内に、事業所に雇用される者若しくは個人事業主等として就業しなかったとき又は指定地域に居住しなかったとき
- ク 大学等を卒業後、就業し、かつ、指定地域への居住を開始した日以降で、第 12 条第 1 項の交付決定を行うまでに指定地域外に転居したとき（転勤、その他やむを得ない事情による通算 3 年以内の転居は除く。）
既卒者の場合は、支援対象者として認定された日以降に就業し、かつ、指定地域への居住を開始した日から、第 12 条第 1 項の交付決定を行うまでに指定地域外に転居したとき（転勤、その他やむを得ない事情による通算 3 年以内の転居は除く。）
- ケ 大学等を卒業後、就業し、かつ、指定地域への居住を開始した日以降で、第 12 条第 1 項の交付決定を行うまでに離職し、離職した日から 1 年以内に就業しないとき又は離職期間の通算が 2 年を超えたとき
既卒者の場合は、支援対象者として認定された日以降に就業し、かつ、指定地域への居住を開始した日から、第 12 条第 1 項の交付決定を行うまでに離職し、離職した

- 日から1年以内に就業しないとき又は離職期間の通算が2年を超えたとき
- コ 偽りその他不正の手段により支援対象者としての認定を受けたとき
- サ その他、第8条第1項第1号の要件を満たさなくなることが明らかになったとき又は支援対象者としてふさわしくない行為等を行ったとき

(2) 業種指定枠

- ア 助成金の交付を辞退したとき
- イ 留年又は退学したとき（病気やけが、大学院等への進学、その他のやむを得ない事情による1年以内の留年を除く。）
- ウ 奨学金の貸与を取り消されたとき、又は辞退したとき
- エ 奨学金の返還が免除されたとき
- オ 奨学金の返還を正当な理由なく3月以上滞納したとき
- カ 公務員として就業又は暴力団関係法人若しくは風俗営業等関係法人に就業したとき

- キ 大学等を卒業した日が属する月の末日の翌日から起算して1年以内に、事業所に雇用される者若しくは個人事業主等として指定業種に就業しなかったとき又は三重県内に居住しなかったとき

既卒者の場合は、支援対象者として認定を受けた日から起算して1年以内に、事業所に雇用される者若しくは個人事業主等として指定業種に就業しなかったとき又は三重県内に居住しなかったとき

- ク 大学等を卒業後、指定業種に就業し、かつ、三重県内への居住を開始した日以降で、第12条第1項の交付決定を行うまでに県外に転居したとき（転勤、その他やむを得ない事情による通算3年以内の転居は除く。）

既卒者の場合は、支援対象者として認定された日以降に指定業種に就業し、かつ、三重県内への居住を開始した日から、第12条第1項の交付決定を行うまでに県外に転居したとき（転勤、その他やむを得ない事情による通算3年以内の転居は除く。）

- ケ 大学等を卒業後、指定業種に就業し、かつ、三重県内への居住を開始した日以降で、第12条第1項の交付決定を行うまでに離職し、離職した日から1年以内に指定業種に就業しないとき又は離職期間の通算が2年を超えたとき

既卒者の場合は、支援対象者として認定された日以降に指定業種に就業し、かつ、三重県内への居住を開始した日から、第12条第1項の交付決定を行うまでに離職し離職した日から1年以内に指定業種に就業しないとき又は離職期間の通算が2年を超えたとき

- コ 偽りその他不正の手段により支援対象者としての認定を受けたとき
- サ その他、第8条第1項第2号の要件を満たさなくなることが明らかになったとき又は支援対象者としてふさわしくない行為等を行ったとき

2 支援対象者は、前項の各号の要件のいずれかに該当するに至ったときは、速やかにその旨を様式第5—1号により知事に届け出なければならない。

3 知事は、第1項の規定により認定を取り消したときは、その旨を様式第6—1号により

支援対象者に通知するものとする。

- 4 知事は、補欠支援対象者が第1項第1号イ、ウ、エ、オ及びカ、又は第2号イ、ウ、エ、オ、及びカの要件のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに認定を取り消すものとする。
- 5 補欠支援対象者は、第1項第1号イ、ウ、エ、オ及びカ、又は第2号イ、ウ、エ、オ及びカの要件のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を様式第5-2号により知事に届け出なければならない。
- 6 知事は、第4項の規定により認定を取り消したときは、その旨を様式第6-2号により補欠支援対象者に通知するものとする。

(支援対象者及び補欠支援対象者の認定内容の変更)

- 第10条 支援対象者は、第7条第7項の規定により認定を受けた内容に変更があったときは、速やかに様式第7-1号により変更申請を行い、知事の承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の申請に基づき認定内容の変更を承認したときは、その旨を様式第8-1号により支援対象者に通知するものとする。
 - 3 補欠支援対象者は、第7条第9項の規定により認定を受けた内容に変更があったときは、速やかに様式第7-2号により変更申請を行い、知事の承認を受けなければならない。
 - 4 知事は、前項の申請に基づき認定内容の変更を承認したときは、その旨を様式第8-2号により補欠支援対象者に通知するものとする。

(交付申請)

第11条 助成金の交付申請は、次のとおり行うものとする。

(1) 指定地域枠

ア 助成金の交付申請は、大学等を卒業後、就業し、かつ、指定地域への居住を開始した日から起算して、就業及び指定地域への居住が通算4年を経過した後、原則として1月以内に行うものとする。

既卒者の場合、助成金の交付申請は、支援対象者として認定された日以降に就業し、かつ、指定地域への居住を開始した日から起算して、就業及び指定地域への居住が通算4年を経過した後、原則として1月以内に行うものとする。

イ アの申請は、様式第9号表面・裏面により知事に行うものとする。

ウ イの申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(ア) 住民票の写し

(イ) 奨学金の返還証明書又はこれに準ずるもの

(ウ) 他団体から借受奨学金の返還支援を受けている場合は支援内容の分かる書類

(エ) その他知事が必要と認める書類

(2) 業種指定枠

ア 助成金の交付申請は、大学等を卒業後、指定業種へ就業し、かつ、三重県内への居住を開始した日から起算して、指定業種への就業及び三重県内への居住が通算4年を

経過した後、原則として1月以内に行うものとする。

既卒者の場合、助成金の交付申請は、支援対象者として認定された日以降に指定業種へ就業し、かつ、三重県内への居住を開始した日から起算して、指定業種への就業及び三重県内への居住が通算4年を経過した後、原則として1月以内に行うものとする。

イ アの申請は、様式第9号表面・裏面により知事に行うものとする。

ウ イの申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(ア) 住民票の写し

(イ) 奨学金の返還証明書又はこれに準ずるもの

(ウ) 他団体から借受奨学金の返還支援を受けている場合は支援内容の分かる書類

(エ) その他知事が必要と認める書類

- 2 前項第1号イ及びウ(ア)から(エ)まで並びに第2号イ及びウ(ア)から(エ)までに規定する書類の提出については、電子メールを利用して行うことができる。この場合において、前項第1号イ及びウ(ア)から(エ)まで並びに第2号イ及びウ(ア)から(エ)までに規定する書類の内容と同一の内容の情報が提出されたときは、当該書類の提出があったものとみなす。

(交付決定)

第12条 知事は、前条の申請を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、助成金を交付すべきと認めるときは、速やかに助成金の交付決定を行うものとする。

- 2 知事は、助成金の交付決定を行ったときは、様式第10号により申請者に通知するものとする。

(交付決定の変更)

第13条 交付決定を受けた者は、第11条の規定により交付申請を行った内容に変更があったときは、速やかに様式第11号により知事に変更交付申請を行い、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請について交付決定の変更を行ったときは、その旨を様式第12号により通知するものとする。

(交付決定の取消)

第14条 知事は、交付決定を受けた者が次の第1号又は第2号の要件のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに交付決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。

(1) 指定地域枠

ア 助成金の收受等について、補助金等交付規則及び本要領の規定に従わないとき

イ 奨学金の返還が全額免除又は一部免除されたとき

ウ 奨学金の返還を正当な理由なく3月以上滞納したとき

- エ 大学等を卒業後、就業し、かつ、指定地域への居住を開始した日から起算して、就業及び指定地域への居住が通算して8年が経過する日（以下「8年経過日」という。）の前日までに指定地域外に転居したとき（転勤、その他やむを得ない事情による通算3年以内の転居は除く。）
- オ 既卒者の場合は、支援対象者として認定された日以降に就業し、かつ、指定地域への居住を開始した日から起算して、就業及び指定地域への居住が通算して8年経過日の前日までに指定地域外に転居したとき（転勤、その他やむを得ない事情による通算3年以内の転居は除く。）
- カ 8年経過日の前日までに離職し、離職した日から1年以内に就業しないとき又は離職期間の通算が2年を超えたとき
- キ 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき
- ク その他、第5条の要件を満たさなくなることが明らかになったとき又は支援対象者としてふさわしくない行為等を行ったとき

（2）業種指定枠

- ア 助成金の收受等について、補助金等交付規則及び本要領の規定に従わないとき
 - イ 奨学金の返還が全額免除又は一部免除されたとき
 - ウ 奨学金の返還を正当な理由なく3月以上滞納したとき
 - エ 大学等を卒業後、指定業種へ就業し、かつ、三重県内への居住を開始した日から起算して、指定業種への就業及び三重県内への居住が通算して8年経過日の前日までに県外に転居したとき（転勤、その他やむを得ない事情による通算3年以内の転居は除く。）
 - オ 既卒者の場合は、支援対象者として認定された日以降に指定業種に就業し、かつ、三重県内への居住を開始した日から起算して、指定業種への就業及び三重県内への居住が通算して8年経過日の前日までに県外に転居したとき（転勤、その他やむを得ない事情による通算3年以内の転居は除く。）
 - カ 8年経過日の前日までに離職し、離職した日から1年以内に指定業種に就業しないとき又は離職期間の通算が2年を超えたとき
 - キ 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき
 - ク その他、第5条の要件を満たさなくなることが明らかになったとき又は支援対象者としてふさわしくない行為等を行ったとき
- 2 支援対象者は、前項の各号の要件のいずれかに該当するに至ったときは、速やかにその旨を第13号様式により知事に届け出なければならない。（第1号ア又は第2号アの場合を除く）
- 3 知事は、第1項の規定により交付決定を取り消す場合は、様式第14号により通知するものとする。

（状況報告）

第15条 支援対象者は、居住及び就業等の状況報告（以下「状況報告」という。）を次のと

おり行うものとする。

(1) 指定地域枠

ア 支援対象者は、大学等を卒業後、就業し、かつ、指定地域への居住を開始した日から第 17 条の実績報告を行うまでの間、毎年度、状況報告を別に定める期日までに行うものとする。

既卒者の場合は、支援対象者として認定後に就業し、かつ、指定地域への居住を開始した日から第 17 条の実績報告を行うまでの間、認定された年度を除き、毎年度、状況報告を別に定める期日までに行うものとする。

イ 状況報告は、様式第 15 号表面・裏面により行うものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(ア) 住民票の写し

(イ) 奨学金の返還証明書又はこれに準ずるもの

(ウ) 他団体から借受奨学金の返還支援を受けている場合は支援内容の分かる書類

(エ) その他知事が必要と認める書類

ウ 支援対象者は、第 11 条第 1 項の交付申請又は第 17 条第 1 項の実績報告を行うときは、その前年度の状況報告を省略することができる。

(2) 業種指定枠

ア 支援対象者は、大学等を卒業後、指定業種へ就業し、かつ、三重県内への居住を開始した日から第 17 条の実績報告を行うまでの間、毎年度、状況報告を別に定める期日までに行うものとする。

既卒者の場合は、支援対象者として認定後に指定業種に就業し、かつ、三重県内への居住を開始した日から第 17 条の実績報告を行うまでの間、認定された年度を除き、毎年度、状況報告を別に定める期日までに行うものとする。

イ 状況報告は、様式第 15 号表面・裏面により行うものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(ア) 住民票の写し

(イ) 奨学金の返還証明書又はこれに準ずるもの

(ウ) 他団体から借受奨学金の返還支援を受けている場合は支援内容の分かる書類

(エ) その他知事が必要と認める書類

ウ 支援対象者は、第 11 条第 1 項の交付申請又は第 17 条第 1 項の実績報告を行うときは、その前年度の状況報告を省略することができる。

2 前項第 1 号イ各号列記以外の部分及び第 2 号イ各号列記以外の部分に規定する書類の提出については、電子メールを利用することができる。この場合において、前項第 1 号イ各号列記以外の部分及び第 2 号イ各号列記以外の部分に規定する書類の内容と同一の内容の情報が提出されたときは、当該書類の提出があったものとみなす。

(助成金の概算払)

第 16 条 知事は、助成金の一部を概算払により交付することができる。

- 2 概算払の額は、様式第 10 号に年度ごとに記載された額以内とする。ただし、交付申請時まで返還した借受奨学金の額を上限とする。
- 3 支援対象者が第 1 項の規定により概算払を受けようとするときは、知事が別に定める期日までに請求書（様式第 16 号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 17 条 支援対象者は、8 年経過日から原則として 1 月以内に次のとおり実績報告を行うものとする。

（1）指定地域枠

ア 実績報告は、様式第 17 号表面・裏面によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（ア）住民票の写し

（イ）奨学金の返還証明書又はこれに準ずるもの

（ウ）他団体から借受奨学金の返還支援を受けている場合は支援内容の分かる書類

（エ）その他知事が必要と認める書類

イ 本条第 1 項各号列記以外の部分の規定にかかわらず、8 年経過日前に、転勤、その他やむを得ない事情により転居していた者が転居から通算 3 年以内に指定地域への居住を再開したときは、居住再開後、1 月以内に本条第 1 項各号列記以外の部分に規定する報告を行うものとする。

（2）業種指定枠

ア 実績報告は、様式第 17 号表面・裏面によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（ア）住民票の写し

（イ）奨学金の返還証明書又はこれに準ずるもの

（ウ）他団体から借受奨学金の返還支援を受けている場合は支援内容の分かる書類

（エ）その他知事が必要と認める書類

イ 本条第 1 項各号列記以外の部分の規定にかかわらず、8 年経過日前に、転勤、その他やむを得ない事情により転居していた者が転居から通算 3 年以内に三重県内への居住を再開したときは、居住再開後、1 月以内に本条第 1 項各号列記以外の部分に規定する報告を行うものとする。

- 2 前項第 1 号ア各号列記以外の部分及び第 2 号ア各号列記以外の部分に規定する書類の提出については、電子メールを利用することができる。この場合において、前項第 1 号ア各号列記以外の部分及び第 2 号ア各号列記以外の部分に規定する書類の内容と同一の内容の情報が提出されたときは、当該書類の提出があったものとみなす。

（助成金額の確定）

第 18 条 知事は、前条の報告を受けたときは、居住及び就業等の状況が交付決定の内容に従って行われているかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金額を

確定し、様式第 18 号により支援対象者に通知するものとする。

2 前項の額の確定は、実績報告時まで返還した借受奨学金の額を上限に行うものとする。

(助成金の請求)

第 19 条 前条の通知を受けた支援対象者は、通知日から原則として 1 月以内に請求書（様式第 16 号）を知事に提出し、助成金の請求を行うものとする。

(助成金の支払い)

第 20 条 助成金の支払いは、前条の請求書を受理した後、30 日以内に行うものとする。

(助成金の返還)

第 21 条 知事は、第 14 条第 1 項の交付決定の取消を行った場合において、当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、第 18 条の助成金額の確定を行った場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

(雑則)

第 22 条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、平成 28 年 10 月 17 日から施行する。

附則

この要領は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 7 月 10 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 8 月 18 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 3 月 5 日から施行する。

ただし、第 16 条及び第 19 条の規定の改正については、4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 7 月 15 日から施行する。

附則

この要領は、令和3年12月27日から施行する。